

平成25年度第1回北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：平成25年7月29日（月）午後1時30分～午後2時25分
場 所：かでの2.7 7階 710会議室

【次 第】

1 開会

2 議事

(1) 平成25年度第1回水資源保全地域に係る指定の区域について

(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

3 閉会

【出席者】

(委員)

- 柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認名誉教授)
松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会理事)
富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園准教授)
山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)
丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所
研究主幹)
伊藤 一三委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事)
荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
片山 健也委員 (ニセコ町長)

(道側)

- 柴田 達夫 (総合政策部長)
矢野 明夫 (総合政策部政策局政策基盤担当局長)
星 博之 (総合政策部政策局土地水対策課長)
岩田 義弘 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)
浅野 祐司 (総合政策部政策局土地水対策課主査)

(オブザーバー)

- 佐伯 知広 (水産林務部林務局森林計画課長)
山田 博 (環境生活部環境局環境推進課主幹)

1 開会

(星課長)

ただいまから、平成25年度第1回北海道水資源保全審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会をさせていただきます土地水対策課長の星でございます。よろしく願いいたします。

始めに、本年4月1日付けで人事異動がございまして、総合政策部の幹部職員が代わっておりますので、私の方からご紹介させていただきます。

総合政策部長の柴田でございます。

(柴田部長)

柴田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(星課長)

総合政策部政策局政策基盤担当局長の矢野でございます。

(矢野局長)

矢野でございます。よろしく願います。

(星課長)

それでは、開会に当たりまして、柴田部長からご挨拶を申し上げます。

(柴田部長)

皆様、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から道行政の推進にご理解、ご協力をいただいておりますことに、心から御礼を申し上げたいと思っております。

昨年は、水資源の保全に関する条例の施行初年度ということでございまして、地域の指定に係る基本的な考え方を定める指針の策定、或いは具体的な地域の指定、そういったことで計5回の審議会を開催させていただいたところでございます。委員の皆様からは、本当に貴重なご指摘、ご提言をいただきながら審議を賜りましたことに、重ねて御礼を申し上げたいと存じます。

道内の市町村の理解も深まりまして、トータルでは41の市町村、地域は115の地域が、水資源保全地域として指定されたところでございます。

これまでの地域内における土地取引等に係る届出の状況でございますが、昨年届出制が開始されました10月から今年3月までの半年間では、3件の届出がございました。今年度におきましては、4月から6月までの3か月ではございますが、この期間中の届出は、1件ということでございます。こうした中で、制度の定着が図られてきているものと私も考えているところでございますが、この条例だけではなく、国土利用計画法、或いは森林法に基づく届出状況などにも留意をいたしながら、関係市町村とも連携して、この水資源保全地域内の適切な土地利用の推進に、道として努めて参りたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

北海道がきっかけとなったこうした条例制定については、各都道府県の取り組みというものも広がってきておりまして、道、それから昨年の埼玉、その後9県でこうした条例を定めておりまして、全国では11の道県がこうした条例を定めて水資源の保全の取り組みを進めてきているところでございます。

また、今月、愛媛県で全国知事会が開催されております。毎年、翌年度に向けた国への政策提言や予算の要望を行っているところでございますが、その中に「水源地域における保全」という項目を掲げて、関係法令の整備について、国に対し全国知事会としても要望していこうとしているところでございます。今後とも、他の府県とも連携を図りながら、道としてもこうした取り組みをしっかりと行って参りたいと考えてございます。

本日ご審議をお願いする事項といたしましては、お手元の次第にもございますように、水資源保全地域の指定について、今年度第1回目ということで、まずご審議を賜りたいと存じます。

後ほどご説明を申し上げますが、各市町村からの提案状況ですが、今回は8つの市町村、15の地域の提案がございまして、事務局の方から各地域の設定の考え方などについてご説明をさせていただきたいと考えております。

また、併せて、各市町村の提案内容に基づいて道が作成をいたしました地域別指針の案もお示しをいたしまして、併せてこの内容についてもご説明申し上げ、ご審議を賜りたいと考えてございます。

本日は、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(星課長)

恐縮ではございますが、柴田部長におきましては、この後用務の都合がございまして、ここで退席させていただきます。ご了承をお願いいたします。

(柴田部長退席)

(星課長)

次に会議の成立についてでございますが、本日は委員の総数9名全員の方々にご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

なお、山本委員につきましては、本日所用がございまして、15時までのご出席ということになってございますので、併せてご報告申し上げます。

それでは、これからの議事でございますが、柿澤会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 平成25年度第1回水資源保全地域に係る指定の区域について

(柿澤会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、議事（１）平成２５年度第１回水資源保全地域に係る指定の区域について、事務局からご説明をお願いします。

（岩田主幹）

事務局の岩田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

平成２５年度第１回水資源保全地域の提案地域について、ご説明させていただきますが、まずお手元の資料１につきまして、今回の水資源保全地域の提案状況をご説明させていただきます。

さらに、提案のありました各地域につきましても、併せてご説明いたします。

なお、委員の皆様におかれましては、５月中旬から６月中旬の間に、あらかじめ資料をご覧いただきまして、質問事項を事務局にお寄せいただいたところでございます。その後、関係市町村と調整いたしまして、内容を確認いたしましたので、これらにつきましても該当地域を説明する際には、ご報告申し上げたいと思っております。

また、地域の概要図につきましては、こちらのスクリーンでご覧いただくようにしておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、資料１、平成２５年度第１回水資源保全地域の指定の提案地域一覧をご覧いただきたいと思ひます。

今回、新たに提案のあった水資源保全地域については、提案市町村数８市町村、所在市町村９市町村、水資源保全地域は１５地域となっております。

そのうち、釧路総合振興局管内の標茶町と弟子屈町については、２町の共同提案という形となっております。

昨年度指定済の市町村につきましては、※をつけておりますが、同じく釧路総合振興局管内の標茶町と鶴居村となっております。

これらを含めまして、累計の指定数としては、４８市町村、１３０地域になる予定となっております。

続きまして、個別の提案地域についてご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

概要図の凡例を申し上げますと、赤い丸は取水地点、赤い線は提案区域で、地番又は林班で設定されております。青い線については、地表水は集水区域、地下水につきましては、取水地点から半径１kmの円、緑の線につきましては、国有地等の除外地域というようになっておりますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

まず１枚目ですが、提案市町村は蘭越町、水資源保全地域名は蘭越町昆布地区となっております。原水の種類は、地下水です。区域の設定の考え方は、取水地点から半径１kmを林班単位で設定しております。主な地目は山林となっております。主な所有者につきましては、道有林のため北海道となっております。

次は、共和町です。共和町の１つめは、共和町小沢地区です。原水の種類は、地下水、

区域の設定の考え方は、取水地点から半径1kmを地番単位で設定しておりまして、国有地を除外しております。主な地目につきましては、山林、原野、畑となっております。主な所有者につきましては、原野については町有地と民有地という形です。

次は、共和町老古美地区になります。原水の種類は地下水、区域の設定の考え方は、取水地点から半径1kmを地番単位で設定しております。国有地を除外しております。主な地目は、山林、保安林、原野、畑となっております。主な所有者は、山林は、民有林と保安林となっておりまして、保安林については、主に町有林という形です。

次は、共和町国富地区です。原水の種類は地下水、区域の設定の考え方は、取水地点から半径1kmを地番単位で設定しておりまして、国有地を除外しております。主な地目につきましては、山林、原野、畑、宅地という形です。主な所有者は、原野は町有地と民有地です。

次は、提案市町村は共和町ですが、所在の市町村としては、共和町と泊村という形になっております。水資源保全地域名は、共和町宮丘地区・泊村堀株地区です。原水の種類は地下水、区域の設定の考え方は、取水地点から半径1kmを地番単位で設定しておりまして、国有地を除外しております。主な地目につきましては、山林、原野、畑、田、雑種地となっております。主な所有者は、田は町有地と民有地、山林は主に民有林となっております。先程も申し上げましたように、提案地域には泊村が含まれておりますけれども、泊村と共和町で調整済となっております、2つの町村の地域が設定されるということになります。

この地域につきましては、委員の方から事前に意見等が出されておりましたので、ご紹介いたします。

丸谷委員から、水源が地下水である場合は、取水の深度に加えてストレーナー、これは水を濾過する装置なのですが、ストレーナーの設置深度も情報として付け加えていただいていたとのことでしたので、調べましたところ、この共和町宮丘地区・泊村堀株地区につきましては、36.4mということで確認をしております。

次は、知内町になります。知内町元町地区です。原水の種類は地表水、区域設定の考え方は、水道事業認可時の集水区域を地番単位で設定しております。主な地目は、山林と保安林で、山林は、町有林と民有林となっております。

この地域については、山本委員からご意見がございまして、今ご覧いただいているものは正しい概要図となっておりますが、当初委員の皆様にご覧いただいた概要図には若干正確ではないところがあり、調整するようにとのことをございまして、修正が加えられております。

次は、知内町湯ノ里地区です。ここは、原水の種類は地表水、区域設定の考え方は水道事業認可時の集水区域を地番単位で設定しておりまして、国有地を除外しております。主な地目は、原野と河川敷地です。主な所有者については、原野は民有地となっております。

この地域については、荒木委員からご意見がございまして、集水区域の設定について詳細に整理をして、水道施設の周辺の指定にあたっては、地権者の理解を得ておくようにとのことをございまして、確認をいたしましたところ、町の精査の結果、今回指定する地域はすべて集水区域内であることが判明しまして、当該地権者の了解も得られてい

ると確認をしております。

また、こちらの地域につきましては、山本委員からもご意見をいただきまして、この地区についても取水地点付近の集水区域の設定について、不明確な部分があり、図面等の精査をお願いしたいということでございましたので、町と調整しました結果、現在の形に修正されております。

次は、森町です。森町濁川地区です。原水の種類は、地下水です。区域の設定の考え方は、2か所の取水地点から半径1kmのところをそれぞれ設定しております。国有地は除外しております。主な地目は、山林、保安林、畑、原野となっております。主な所有者についてですが、山林は、民有林がほとんどということです。この図の左側の方には八雲町の区域が含まれるのですが、森町と八雲町で現在調整中ということであり、八雲町の部分につきましては、今回除外となっております。

また、丸谷委員から、こちらにつきましてもストレーナーの設置深度についてお尋ねがありました。この地区につきましては、1つの地点では、89mと65m、もう一つの地点では、73.5mと51.5mと、それぞれ2か所の設置を確認しております。

次は、森町の森地区です。原水の種類は地表水です。区域の設定の考え方ですが、水道事業認可時の集水区域を地番単位で設定し、国有地を除外しております。主な地目につきましては、山林、保安林、牧場ということです。山林は、町有林と民有林、道有林ということです。牧場は、町有地となっております。

こちらについては、丸谷委員からご意見等いただきまして、図面上ダムから取水をしているように見えるので、その点について確認をお願いしたいということでございましたので、確認いたしましたところ、ダムからの取水ではなく、川からの取水であるということになりました。

次は、置戸町です。置戸町拓殖地区です。原水の種類は地表水です。区域の設定の考え方は、水道認可事業時の集水区域を林班単位で設定をしております。国有地を除外しております。主な地目は山林ということです。山林は、道有林となっております。

次は、標茶町と弟子屈町の共同提案の地域です。水資源保全地域名は、標茶町萩野多和地区・弟子屈町熊牛原野地区です。原水の種類は地下水です。区域の設定の考え方ですが、標茶町と弟子屈町の2町の境界付近に水源がありまして、非常に近い距離にあります。標茶町の2か所と、弟子屈町の1か所の計3か所の取水地点から、それぞれ半径1kmを地番と林班の単位で設定しております。国有地を除外しております。主な地目は、山林、畑、牧場ということです。主な所有者は、山林は、民有林と町有林、畑は農協という形になっています。先程も少し触れましたが、水資源保全地域の設定に当たっては、2つの町の各地域をそれぞれ指定するよりは、1つの提案として取り扱った方が合理的であると事務局で判断いたしまして、2町で調整するように依頼していたものであります。なお、取水地点が非常に近く、2つの町による共同提案というのは、今回が初めてということになっております。

次は、弟子屈町です。弟子屈町の南弟子屈地区です。原水の種類は地表水になります。区域設定の考え方としましては、農業用水の集水区域を地番単位で設定しております。主な地目は、畑、牧場、雑種地です。主な所有者ですが、牧場は町有地、畑と雑種地は、町有地と民有地となっております。

次も同じく弟子屈町で、弟子屈町弟子屈原野・下仁田地区です。ここは、地表水ということですが、区域設定の考え方につきましては、農業用水の集水区域を林班単位で設定しております。主な地目は山林です。山林についての主な所有者は、民有林ということですが、

次は、鶴居村になります。鶴居村中雪裡東地区です。原水の種類は地下水です。区域設定の考え方としましては、取水地点から半径1kmを地番単位で設定しております。主な地目は、山林と畑、牧場ということですが、主な所有者は、山林につきましては、民有林、畑は民有地という形です。

この地区については、丸谷委員からご意見をいただきまして、地下水の場合のストレーナーの設置深度についてですが、112mと136mの2か所にあるということですが、

次は、鶴居村茂雪裡上地区です。原水の種類は地下水です。区域の設定の考え方は、取水地点から半径1kmを地番単位で設定しており、国有地を除外しています。主な地目は、山林、畑、牧場ということですが、牧場につきましては、民有地という形になっています。

こちら丸谷委員からご意見がございまして、ストレーナーの設置深度についてですが、64mと86mの2か所となっております。

なお、この地域は、平成24年度第2回指定の地域と一部重複しているところがあります。重複する地域の場所については、次の図でお示しいたしました。ご参考にしていただければと思います。

以上が、資料1の説明となります。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

ただいま、議事(1)の指定の区域についてご説明をいただきました。

これについて、皆様の方から何かご質問、或いはご意見がありましたら、お願いいたします。

まず、事前にご意見等を出していただいた委員の方々、丸谷委員、よろしいですか。

(丸谷委員)

はい。

(柿澤会長)

山本委員は、いかがでしょうか。

お答えいただいているということですのでよろしいですか。

(山本委員)

はい。

(柿澤会長)

荒木委員、よろしいですか。

(荒木委員)

はい。

(柿澤会長)

そのほか何かございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、皆様の方から特にご異議はございませんようですので、この15の地域に関して、市町村からの提案どおり指定地域として妥当と判断するというので、よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それではこれを、本審議会における審議結果とさせていただきたいと思います。

(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

(柿澤会長)

それでは、続いて議事(2)水資源保全地域に係る地域別指針(案)について、事務局からご説明をお願いします。

(岩田主幹)

それでは私の方から、資料2の水資源保全地域に係る地域別指針の案に基づきまして、ご説明を申し上げます。

資料2については、先ほどご説明いたしました15の地域について、各地域の地域別指針ということでまとめさせていただいております。

本日は、時間の都合上、地表水と地下水の区分ごとにそれぞれ主な地域を1地域ずつと、今回初めて2つの町から共同で提案がありました標茶町と弟子屈町の地域の、計3か所につきまして、ご説明申し上げたいと思っております。

地域別指針につきましては、北海道水資源の保全に関する条例第17条第5項で、指定の区域に関する基本的事項と、指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項の2つについて定めることとしておりまして、策定の根拠となるものであります。

それでは、1つめの地表水について、6番の知内町元町地区をご説明いたします。

まず、1としまして「指定の区域」ですが、地番で示すとともに、本日は配付してありませんが区域図でも示すこととしております。本日配付してあります資料では、地番の記載については省略しておりますが、告示の段階で明記させていただくこととなっております。

次に、2の「地域別指針」についてですが、(1)の「指定の区域に関する基本的事項」といたしまして、「対象区域」には、「当該区域は、地表水から原水を取り入れていることから、山間地における上水道の水源である頃内川から地表水を取り入れる知内

町元町上水道の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部とした。」と記載しております。

さらに、面積を記載しまして、「区域設定の考え方」としましては、「集水区域の全部を水資源保全地域とした。」としております。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法や森林法に基づく位置づけ、給水人口、給水量などを記載しております。

(2)の「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」では、水資源保全地域の名称以外については、基本指針を踏まえた全地域共通の記載内容としているところであります。

また、その下の別表には、基本指針に記載している別表を基本として、関係市町村と相談の上、地域内に関係する法令を始め、土地利用に関する法令に基づき、必要な手続き等を行うよう配慮いただきたい事項を、「土地取引行為を行う場合」から「ゴルフ場の開発を行う場合」まで、「要件」、「必要な手続き等」、「根拠法令等」に区分して記載しております。これらの内容につきましては、道庁内の所管する関係各課において、直近の段階で時点修正等の確認を行っております。

次に、地下水としまして、3番の共和町老古美地区をご説明させていただきます。

まず、1では、指定の区域を地番で示すこととしておりますが、先程の知内町と同様の取扱いとなります。

次に2の「地域別指針」についてですが、(1)の「指定の区域に関する基本的事項」として、「対象区域」には、「地下水から原水を取り入れていることから、野東川水系運上屋川湧水元から地下水を取り入れる共和町第3簡易水道老古美水源地の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。」と記載しております。

次に面積を記載しまして、「区域設定の考え方」としましては、「当該区域の取水地点から半径1kmの範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除き水資源保全地域とした。」というようにしております。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載しております、先程の知内町とほぼ同様の内容です。

(2)の「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」では、水資源保全地域の名称以外については、先程の知内町と同様であります。

また、下の別表につきましては、関係する法令の適否によって記載に若干の違いはありますが、先程の知内町と概ね同様でありますので、説明を省略させていただきます。

なお、この内容につきましては、関係する道庁内各課において直近の段階で時点修正の確認などを行っておりますことを、念のため申し上げます。

次に3つめとして、今回初めて2つの町から共同で提案のありました11番の標茶町萩野多和地区・弟子屈町熊牛原野地区について、ご説明いたします。

まず、1では、指定の区域を地番及び林班で示すこととしておりますが、先程の知内町と同様の取扱いとなっております。

次に、2の地域別指針については、(1)の「指定の区域に関する基本的事項」として、「対象区域」では、「地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れる標茶町萩野多和地区専用水道の取水施設(2施設)及び弟子屈町熊牛地区専用水道の取水施設(1施設)が設置されている地点から一定距離の区域とした。」と記載をしております。次に、面積を記載しまして、「区域設定の考え方」としましては、「当該区域の3つの取水施設が設置されている地点からそれぞれ半径1kmの範囲を基本として、地

番及び林班単位の区域で、国有地を除き水資源保全地域とした。」としております。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載してございまして、先程とほぼ同様の内容になっております。

(2)の「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」では、水資源保全地域の名称以外については、先程と同様ということになっております。また、その下の別表につきましても、関係する法令の適否によって記載に若干の違いはありますが、「要件」、「必要な手続き等」、「根拠法令等」先程と概ね同様でありますので、説明を省略させていただきます。

なお、これらの内容等につきましては、先程と同様、道庁内の関係各課において直近の段階で時点修正の確認を行っております。

以上、駆け足ではありましたが、代表的な事例として3つの地域をご説明申し上げました。残りの地域につきましても、同様の考えで作成しております。

本日、地域別指針の案につきまして、審議会のご意見をお伺いしたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

ただいま、地域別指針の案についてご報告いただきましたが、これにつきまして、皆様の方からご質問、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(丸谷委員)

1番と8番の地下水についてですが、1番ですと「チセヌプリから地下水を取り入れる」という表現と、8番では「三岱地区山頂からの地下水」という表現がございしますが、地下水の起源について明らかであればこのままでよろしいと思っておりますが、もし明確でないのであればこれらの文言は削除してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(柿澤会長)

ありがとうございます。この点、いかがでしょうか。

地下水だと、どこからの水なのかというのは。

(丸谷委員)

明確なものがあればそのように表現されていてもよろしいかと思っておりますが、他の地下水を水源にされている地区についても特に触れずに、「地下水を取り入れる〇〇の施設から」といった表現になっておりますので、もし明確でないのであれば削除してはどうかと思われました。

(柿澤会長)

分かりました。この点について、事務局いかがでしょうか。

(星課長)

確認させていただきまして、明確になっていない場合には他の地下水の地域と同じよ

うな形で整理させていただきたいと思います。

(柿澤会長)

それではこの地域に関して、地下水の水源が明確になっていない場合は削除するという
ことで、ご検討いただくことにしたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

(海老名委員)

先ほど初めてのケースということでご説明のあった、共同で提案された11番の標茶
町萩野多和地区・弟子屈町熊牛原野地区ですが、これは将来この地域内の土地を購入し
たいという人が現れたとすると、対象となる土地がどちらの町に属するかということで、
当該役場を通じて道に申請すればよろしいのでしょうか。それとも、両方の町にしなけ
ればならないのでしょうか。

(星課長)

届出の窓口は、基本的に振興局となります。こちらは釧路管内になりますので、釧路
総合振興局の地域政策課に届出を出していただくこととなります。それを受けて、情報
提供として地元市町村にフィードバックいたしますので、その際は両方の町に情報提供
するという形で整理させていただいております。

(柿澤会長)

よろしいでしょうか。

今の件に関わるのですが、問題というか何かが起こったときは、市町村としては共同
で対応するですとか、情報の共有ですとか、その辺はいかがでしょうか。基本的には市
町村がやられることだとは思っております。

(星課長)

今まさにお話のあったように、ここは地下水ですので、どこから水が来ているのかと
いうのは分かりません。そうすると第1段階では、両方の町や振興局が入って、調査を
させていただくという形になろうかと思っております。3つの取水地点が隣接してありま
すので、情報共有も含めて、そういった形を検討することになるのではないかと思います。

(柿澤会長)

そのほか、いかがでしょうか。

特にございませぬようでしたら、ただいまご意見がありました地下水の水源に関する
表現につきまして、改めて確認をして、明確な根拠がない場合にあっては削除するとい
うことにさせていただきたいと思っております。

修正内容については、私会長に一任していただきまして、事務局と調整するというこ
とでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それでは、そのような形で対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、全体を通しまして、皆様から何かございますか。

(片山委員)

ニセコ町の片山でございます。審議会と道の方に、報告とお礼を申し上げたいと思います。

3年前に私どもの方で、市街地の水道水源で、かなり大きな土地の売買の動きがありまして、2年前の4月に水道水源保全条例という町の条例を作らせていただきました。

その後、地権者にその旨の規制についてご連絡を申し上げ、実は動いていた売買の案件について、町がそのような規制をするのであれば購入できないということで、相手先から断られるということがありました。当該法人から、当然我々が利益としてもらえるものが、町が条例を制定したことによって売買が不成立となった、従ってその金額で町に買っていただきたいというお話がありまして、1年半近く、当町の担当が粘り強く交渉させていただきました。北海道が条例を作っていただきまして、北海道としても水道水源を守るということの明確な応援をいただいて、多分そういうことの後押しもあったと私は思っておりますが、その地権者が、かなり大きな土地で金額も多額でありましたが、私どもの土地評価委員会が評価した売買価格で、最終的に町に全部売ることがありました。昨年度末に契約を行って、売買が成立して、大変重要な土地が町の水道水源の保全用地として確保できました。

それは、我々の条例もそうではありますが、道の条例が水源地域の保全に大変大きく役立ったということで、審議会の皆様のご努力と北海道に対して、お礼を申し上げたいと思います。以上、ご報告でございます。

(柿澤会長)

大変良い報告をどうもありがとうございました。

ニセコ町さんが最初に布石を打たれて、道として進めてきたことが、こういった形で実を結ぶということは非常に素晴らしいことだと思います。ありがとうございました。

そのほか、何かございますか。

(海老名委員)

この審議会自体も設置から1年半がたちますし、多くの町村がこういう提案をされているのですが、実際に今、ニセコ町長の方から土地売買が成立したとご報告をいただきましたが、他に土地が動いたとか今動きそうだとか、そういう具体的な事例というのは押さえていらっしゃるのでしょうか。差し支えない範囲で教えていただくことは可能ですか。

(星課長)

冒頭部長のご挨拶の中にも入っていましたように、今年6月までの間の届出は4件ございました。当然これは相手方からの届出によって判明するというようになっておりま

すので、届出前に事前に把握するというのは、なかなかできないのかなと思います。現時点では、特段こういう動きがあるという情報は、地元の振興局等から入っていないところでございます。ただ、地元の市町村においては、事前に把握できるチャンスというのはございますので、私どもも会議の中で、そのような情報があればいただきたいという形をお願いをしていますので、これからそういった動きがあれば情報は入ってくると思いますが、今のところそのような大きな動きや個別の連絡はないところでございます。

(柿澤会長)

よろしいでしょうか。

今まであった4件の届出に関しては、特に何らかの対処をする必要はないケースだったということですか。

(星課長)

そうですね。資産保有とか、未定という部分もあり得るのですが、これは、国土法の届出もそうなのですが、審議会のご意見をいただいての是正といいますか、そういった部分はなかったということです。これから委員の皆様のご意見を伺う機会があるかもしれませんが、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

(柿澤会長)

一つ伺っておきたいのですが、ニセコ町さんのところでもありましたように、公有地化を進めようということについては、道として助成するというようなお話もあったかと思うのですが、そのあたりは現在、何か少し動きはありますか。

(浅野主査)

事務局の浅野です。公有地化の推進につきましては、この条例の施行から3年間という時限が区切られておりますが、道としても予算を用意しまして、市町村が土地を公有地化する場合の財政的な支援を行っているところです。

初年度につきましても1件ありましたが、今年度については、まだ執行されていませんが、この予算を使う見込みがあります。

この予算は、水資源保全地域に地域指定をしたところの公有地化支援でございますので、今回もそうですが、地域指定をまず着実に進めていくのが前提となっております。それが進めば来年度もまたこの予算を使つての公有地化というものが広がっていくのではないかと考えております。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

そのほかよろしいでしょうか。

(松井委員)

実際に私が聞いた話では、噂話のように言われているような気がするのですが、水資源(保全地域)の指定を受けた地域の山林が、たまたま銀行管理の土地だったが、その銀行管理の土地の評価がゼロになってしまったと。水資源保全地域の指定を受けたばか

りに売れなくなってしまったということで、これは勝手にそういうことがあって良いのかということ、ある場所でちょっと聞きました。実際にはそういうことはあり得ない話であり、水資源（保全地域）の指定を受けたから土地の評価がゼロになるというのはあり得ないと私は思っているのですが、どういう話で、どのような根拠があってこのような話になったのですかと聞いたら、ちょっと分からないということで、その時は終わったのですが、水資源（保全地域）の指定そのものがまだ末端の段階まで浸透していない部分があって、それでこのような話が一人歩きして、ということではないかと思っております。このような指定が着実に進み、先程お話があったニセコ町のように次に進んでいけば、そのような誤解もなくなるのかなと思っております。

（柿澤会長）

ありがとうございました。

そのあたりについては、この条例が土地の利用に関して何らかの制限を加える訳ではありませんので、より周知していただくことを願うしかないのであるかなというように思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日も活発で真摯なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

事務局におきましては、審議会の意見を踏まえまして、作業を進めていただきたいと思います。

以上で本日の議事を終了いたします。事務局の方にお返しいたします。

3 閉会

（星課長）

柿澤会長はじめ、委員の皆様、ご審議をどうもありがとうございました。

先ほどご指摘のありました地下水源の根拠という点については、確認させていただきまして、改めて柿澤会長にご相談させていただきたいと思っております。

それでは最後に、矢野局長からご挨拶を申し上げます。

（矢野局長）

本日は、今年度第1回目になりますが、水資源保全地域の指定に係る審議会ということでご活発にご議論をいただき、また、ご報告もいただきました。感謝申し上げます。

本日ご審議をいただきました15の地域の指定に向けての今後のスケジュールについて、私の方からご報告させていただきます。

この後、速やかに提案いただいた市町村と協議を始めまして、8月の中旬には地域の指定に関する予定告示を行うこととしております。その後2週間、縦覧と意見書をいただく期間を設けまして、なんとか9月の中旬までには、地域指定の告示を行いたいと思っております。そして、10月1日付けの施行を目指して進めて参りたいと、このように考えております。

この地域の指定につきましては、今回で通算して3回目となりますが、本日ご議論いただきました地域をすべて指定すると、昨年4月に条例を施行いたしましたので、

約1年半の間で通算48の市町村に指定を行うということになるかと思えます。

これは、この条例の制定の検討を始めていたときでありますけれども、平成23年の9月に、各市町村に意向調査をかけております。この中で、水資源保全地域の提案を行うか、或いは検討を行うかという問いに対しまして、「予定する」、「検討する」と回答した市町村が、97市町村ございました。今回で48市町村でございますので、当初予定していた市町村の約半数に指定を行うことになるかなと思っております。道といたしましては、あと半数の市町村に対しまして働きかけを行うなど、着実な拡大に取り組んで参る考えでおります。

なお、本日冒頭で部長のご挨拶の中に、全国知事会としての要望活動についてご報告があったかと思えますが、道としても、近々に各関係省庁に対しまして、来年度の国の施策、或いは予算に関する提案、要望を行う予定でありまして、この中におきましても「水資源の保全」に関して、国の水資源の保全に係る基本法の制定ですとか、地下水の利用規制などに関する法令の整備、それから地権者不明の土地の適正な利用の確保といったような関係法令の諸整備についても、要望して参りたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様方には引き続き、水資源の保全に係るご指導とご助言を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございます。

(星課長)

事務局から1点ご連絡申し上げます。

次回の審議会についてでございますが、今年度第2回目の提案が市町村から提出されたあとの開催になるものと考えてございます。

また開催の時期が近くなりましたら、別途調整させていただきますので、ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の北海道水資源保全審議会を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(了)